

2025.8.1発行

南魚沼市  
農業委員会事務局  
市役所本庁舎  
北分館2階  
電話 025-773-6664  
FAX 025-773-6710

# 魚野のかけ橋



青木新田

農事組合法人 ARA

市の補助事業で

トラクターを入れ替え

今年度、市の農業用機械整備支援事業補助金を活用してトラクターを入れ替えた、青木新田の農事組合法人ARA（代表 廣田正夫）さんからお話を伺いました。

10年間使用してきたトラクターの老朽化が進み、大規模修繕を予定していましたが、既に部品がなく、修理不能と言われてしまいました。やむなく入れ替えを考えていたところ、タイミングよく市が機械整備の補助事業を実施すると知り、活用することに決めました。農業においても多くのものが値上がりしていて、特に機械は高額で負担が大きいです。今後もぜひこのような補助事業を実施して欲しいと思います。

現在、法人では、集落の約半分の農地の耕作を受けています。今後も受ける面積が増えていくことが予想される中、一番の課題は人員確保です。メンバーの高齢化が進んでいくのに、後継者がなかなか入ってこないという現状に、危機感を持っています。市や農業委員会には、農家の状況を的確につかんでいろいろな方策を打ち出して欲しいと思います。

※農業用機械整備支援事業補助金は市の農林課が今年度実施し、申請受付は既に終了しています。

畦

道の声

南魚沼市の特産品であるコシヒカリの地産地消にこだわって飲食店を経営されている笹木幸久さん（栃窪）からお話を伺いました。



### 年間の消費俵数は？

年間の米の使用量は全店で約1,000俵ほどとなり、忙しい日は一日で10俵ほど使用する日もあります。なお、精米も時期に合わせて行っています。



米の仕入れはどのように行っているのでしょうか。また、南魚沼産コシヒカリへの思いやこだわりについて教えてください。

我が社が使用するコシヒカリは、主に栃窪集落の方々からご協力いただいています。栃窪集落は中山間地ということもあり、水の心配や草刈りの大変さなど平地にはない苦労が多々ありますが、自分が生まれ育った土地の米をお客様に食べていただくことに大変喜びを感じています。

### 今後の展望は？

我が社は今後も南魚沼産コシヒカリにこだわり続け、生産者の皆様と意見交換などを行い、「食べていただいたお客様に「ご馳走様、美味しかったですよ」と言っていたただけるよう努力していきたいと思っています。



# 農業者年金



長生きをマイナスにしたくない。

農業者のための年金が

あるなら入りたいと思う。

## 6つのメリット

農業者は広く加入できる

終身年金。

老後を最後までサポート

全額社会保険料控除で

大きな節税効果

保険料が自分で選べて、

いつでも見直せる。

条件を満たせば、

月額最大1万円の国庫補助

少子高齢時代に強い積立方式・

確定拠出型の年金



詳しくは… [農業者年金基金](https://www.nounen.go.jp/) 検索 <https://www.nounen.go.jp/>

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

南魚沼市農業委員会 TEL 025-773-6664 / JAみなみ魚沼金融課 TEL 025-772-3460

独立行政法人 農業者年金基金

TEL03-5919-0371 (専門相談員)

TEL03-5919-0332 (企画調整室)



## 農地パトロールを実施します

農業委員会では、農地利用の総点検、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止及び早期発見・是正対策のため、農地パトロールを実施しています。

例年、第1回パトロールを8月下旬に行い、結果を取りまとめて、2回目のパトロールも年内に実施予定です。

パトロールの際には、農地内に立ち入らせていただくこともあるため、ご理解とご協力をお願いします。

## 農地の貸借、所有権の移転等は 農業委員会へ

- 申請・届出は締切日までに全ての必要書類が整うように、早めに準備を進めてください。
- 行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁じられています。

申請月	申請締切日 (転用は括弧内)	申請月	申請締切日 (転用は括弧内)
8月	8月8日 (8月5日)	12月	12月10日 (12月5日)
9月	9月10日 (9月5日)	1月	1月9日 (1月5日)
10月	10月10日 (10月6日)	2月	2月10日 (2月5日)
11月	11月10日 (11月5日)	3月	3月10日 (3月5日)

農業委員会総会は月に1回開催され、農地の権利移動や農地転用の許可などを審議します。

農地転用関係は申請締切日が毎月5日(閉庁日の時は翌開庁日)、それ以外の申請の締切日は毎月10日(閉庁日の時は直前の開庁日)が締切日となります。

## 農地の無断転用は農地法違反です

農地に住宅などを建てる、農地を駐車場や資材置場などとして使用するような場合には、事前に農地法の許可を得る必要があります。

また、農地に農作業所や農機具格納庫などの農業用施設を建てる場合にも事前の許可(転用面積が200㎡未満の時は届出)が必要です。

転用の計画がある際は、早めに農業委員会事務局にご相談ください。

※無断転用や計画どおりの転用がされていない場合、農地法違反で、罰金および工事の中止、原状回復などが命じられる場合があります。

## 編集後記

昔からの言い伝えに「稲妻は稲に良い」強風の年は凶作だ」等々。稀に起きる異常気象だったのに近年は毎年恒例のように襲ってくる。今年は雪解けが遅かったため、田植えが大幅に遅れた。温暖化の中で吉と出るのか凶となるのか：つくづく農業とは天候に左右される仕事だ。農地の外では去年今年と米価の上下動に一喜一憂する世間。目まぐるしい情報の中、田んぼで根を張り確実に成長している稲を見つめて皆が自分なりの正解を探して豊作を願っている。つくづく農業とは難しい、尊い仕事ではないだろうか。改めて思う今日の頃です。

(笹木正計委員)